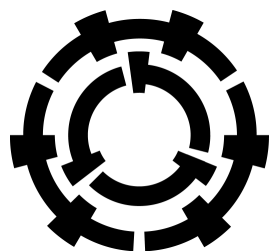


三 郷 市 議 会 議 案



令和 7 年 9 月三郷市議会定例会

議 案 目 次

議案第48号	三郷市道路線の廃止について	1
議案第49号	町の区域を新たに画することについて	2
議案第50号	工事請負変更契約の締結について	5
議案第51号	工事請負契約の締結について	6
議案第52号	三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	7
議案第53号	三郷市行政手続条例の一部改正について	10
議案第54号	職員等の旅費に関する条例の一部改正について	14
議案第55号	職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	16
議案第56号	三郷市斎場条例の一部改正について	25
議案第57号	三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正について	29
議案第58号	三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	33
議案第59号	令和7年度三郷市一般会計補正予算（第2号）	36
議案第60号	令和7年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	37
議案第61号	令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第1号）	38
議案第62号	令和7年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	39
議案第63号	令和6年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について	40
議案第64号	令和6年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	41
議案第65号	令和6年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	42
議案第66号	令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	43
議案第67号	令和6年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について	44
議案第68号	令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計決算認定について	45
議案第69号	教育委員会委員の任命について	46
議案第70号	監査委員の選任について	47
議案第71号	公平委員会委員の選任について	48

議案第 48 号

三郷市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

路 線 名	廃止 区間	起 点	重要な 経過地
		終 点	
市道 1310 号線		三郷市小谷堀字新大場川添 104 番地先	
		三郷市小谷堀字新大場川添 104 番地先	

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為による他の市道の拡幅により、この路線が他の市道に取り込まれるため、路線を廃止したので、この案を提出するものである。

議案第49号

町の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三郷市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

三郷北部地区土地区画整理事業による道路等の整備に伴い、市民の利便の向上を図るため、換地処分後の道路境界等をもって新たに町の区域を画したので、この案を提出するものである。

別紙

変 更 調 書

彦郷一丁目を画する区域

彦糸二丁目172の1、173の1、174の1、175から179まで、
180の1、182の1、183の1、184の1、185から191まで、
192の1、192の2、193から197まで、198の1、198の2、
199、200、201の1、201の2、202の1、203、204、
205の1、205の2、206の1、207から225まで、226の1、
227の1、228、229、230の1から230の5まで、231の1
から231の3まで、232の1、232の2、233から248まで、2
49の1、254の2の一部、258の2の一部、262の2の一部、28
3の一部、284の一部、285の一部、287の一部、288の一部、2
89、290の一部、291の一部、292の一部、293、294の一部、
295の一部、296の一部、297、299の2の一部、300の一部、
彦音二丁目76の1、77から86まで、87の1、87の2、88、89、
90の1、90の2、91から94まで、95の1、96の1、97、98
の1から98の3まで、99から101まで、102の1、102の2、1
03、104の1、104の2、105、109の2、128の2、129
の2、130の2、131の2、132の一部、134、136、彦成二丁
目281の1、282の1、283の1から283の3まで、284の1、
284の2、285から288まで、289の1、289の2、290、2
91の1、291の2、292から300まで、301の1、301の2、
302、303の1、304の1、305から310まで、311の1、3
11の2、312、313、430の2、432の2、433の2、434、
437、438の2、439の2、440の2、441の2、443の2

彦郷二丁目を画する区域

彦糸二丁目82、83、84の1、84の2、85から91まで、92の1から92の4まで、93の1、93の2、94から112まで、113の1、113の2、114の1、114の2、115から120まで、121の1、121の2、122から133まで、134の1から134の3まで、135の1から135の3まで、136から146まで、147の1、147の2、148から153まで、154の1から154の4まで、155、156の1から156の4まで、157の1から157の3まで、158の1から158の3まで、159の1、159の2、160の1、160の2、161の1、161の2、162から169まで、170の1、170の2、171の1、171の2、172の2、172の3、173の2、174の2、180の2、180の3、181、182の2、182の3、183の2、184の2、184の3、201の3から201の5まで、202の2、226の2、227の2、249の2、250の2、254の2の一部、258の2の一部、262の2の一部、264から281まで、283の一部、284の一部、285の一部、286、287の一部、288の一部、290の一部、291の一部、292の一部、294の一部、295の一部、296の一部、299の2の一部、300の一部、301から305まで、及び彦糸二丁目の区域に介在する水路である公有地の全部、彦音二丁目120の2、121の2、122、132の一部、133の2

(令和7年5月12日調査)

議案第50号

工事請負変更契約の締結について

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（建築）請負変更契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事
(建築) |
| 2 | 工 事 場 所 | 三郷市鷹野三丁目521番 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和8年10月30日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 変更前 1, 505, 702, 000円
変更後 1, 510, 987, 500円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三郷市三郷一丁目26番地5
加藤第1マンション101号
不動開発株式会社 三郷営業所
常務取締役所長 小野 弘 |

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（建築）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 5 1 号

工事請負契約の締結について

三郷市立岩野木学校給食センター解体工事請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 三郷市立岩野木学校給食センター解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 三郷市岩野木 1 4 6 番地 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和 8 年 2 月 1 6 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 7 5, 1 2 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三郷市早稲田一丁目 3 番地 2
ヴィレッジ田部井 3 0 1 号室
株式会社水谷工務店 三郷営業所
営業所長 松崎 秀夫 |

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

三郷市立岩野木学校給食センター解体工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 7 号）第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 5 2 号

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

基幹業務システム標準化に当たり、国が定める地方公共団体情報システム標準仕様書に住登外者宛名番号管理機能が規定されるとともに、当該機能を用いて行う住登外者宛名管理事務が新たに個人番号利用事務に位置付けられたことに伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）				改正前（旧）			
別表第１（第４条関係）				別表第１（第４条関係）			
執行機関		事務		執行機関		事務	
		[略]				[略]	
7	市長	[略]		7	市長	[略]	
8	市長		住登外者宛番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務（以下「住登外者宛名管理事務」という。）であって規則で定めるもの				
9	教育委員会		住登外者宛名管理事務であって規則で定めるもの				
別表第２（第４条関係）				別表第２（第４条関係）			
執行機関		事務		執行機関		事務	
		[略]				[略]	
13	市長	[略]		13	市長	[略]	[略]
14	市長	市長が行う特定個人番号利用事務又は別表第１の右欄に掲げる事務（住登外者宛名管理事務を除く。）	（１）住登外者宛名管理事務に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの				

1 5 市長	住登外者宛名管理事務であつて規則で定めるもの	(1) 市長が行う特定個人番号利用事務又は別表第 1 の右欄に掲げる事務において保有する情報であつて規則で定めるもの
1 6 教育委員会	教育委員会が行う特定個人番号利用事務又は別表第 1 の右欄に掲げる事務（住登外者宛名管理事務を除く。）	(1) 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
1 7 教育委員会	住登外者宛名管理事務であつて規則で定めるもの	(1) 教育委員会が行う特定個人番号利用事務又は別表第 1 の右欄に掲げる事務において保有する情報であつて規則で定めるもの

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
[略]			
2 教育委員会	[略]	[略]	[略]
3 市長	住登外者宛名管理事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	(1) 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名管理事務であつて規則で定めるもの	市長	(1) 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

--	--	--

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
[略]			
2 教育委員会	[略]	[略]	[略]

議案第 5 3 号

三郷市行政手続条例の一部改正について

三郷市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の改正の趣旨にのっとり、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

三郷市行政手続条例の一部を改正する条例

三郷市行政手続条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）		改正前（旧）
(聴聞の通知の方式) 第15条 [略] 2 [略] 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。		(聴聞の通知の方式) 第15条 [略] 2 [略] 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u><u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
4 前項の公示の方法による通知は、<u>不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することのできる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u><u>この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>		(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理
(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理		(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理

人を選任することができる。 2～4 〔略〕 (聴聞の主宰) 第19条 〔略〕 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 前3号に規定する者であった者 (5)・(6) 〔略〕 (続行期日の指定) 第22条 〔略〕 2 〔略〕 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合においては、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同条第3項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」と読み替えるものとする。	人を選任することができる。 2～4 〔略〕 (聴聞の主宰) 第19条 〔略〕 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 前3号に規定する者であったことのある者 (5)・(6) 〔略〕 (続行期日の指定) 第22条 〔略〕 2 〔略〕 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三郷市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 5 4 号

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

昨今の物価上昇に対応し、公務による旅行の際に、適正な実費弁償を行うため、この案を提出するものである。

(別紙)

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）		改正前（旧）
(宿泊料)		(宿泊料)
第17条 [略]		第17条 [略]
2 [略]		2 [略]
3 第1項の規定にかかわらず、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、 <u>当該宿泊に要する費用として規則で定める額とする。</u>		
別表第2（第17条、第18条関係） 国内旅行の旅費		別表第2（第17条、第18条関係） 国内旅行の旅費
区分	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
市長等	21,000円	[略]
8級以下の職務にある者	19,000円	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

育児を行う職員の柔軟な働き方の実現を図り、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、この案を提出するものである。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）		改正前（旧）
(趣旨)		(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。		第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）

にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等を育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>	
(<u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として</u> <u>条例で定める時間</u>)	
第18条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>	
(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u>	
(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>	
(<u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情</u>)	
第18条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 <u>職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>
(<u>部分休業をしている職員の給与の取扱い</u>) 第19条 <u>職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	(部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第15条第1項及び第18条の2第1項第3号を除き、以下同じ。）を養育するため請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) [略] 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第15条第1項及び第18条の2第1項第3号を除き、以下同じ。）を養育」であるのは「第	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するた

第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 〔略〕

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 〔略〕

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭生活の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] （勤務環境の整備に関する措置） 第18条の4 [略]
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] （勤務環境の整備に関する措置） 第18条の3 [略]	

（三郷市企業職員の給与の種類の及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 三郷市企業職員の給与の種類の及び基準に関する条例（昭和42年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(給与の減額) 第15条 〔略〕 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第15条 〔略〕 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

第3条 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その

講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 56 号

三郷市斎場条例の一部改正について

三郷市斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

利用者範囲及び使用料等を見直し、斎場の円滑な運営及び安定稼働を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市斎場条例の一部を改正する条例

三郷市斎場条例（昭和53年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）				改正前（旧）							
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）							
(1) 主な貸出施設				(1) 主な貸出施設							
本館	施設区分		室名	施設区分		室名					
	[略]		[略]	[略]		[略]					
	式場棟		[略]	式場棟		[略]					
新館	家族控室、導師控室			控室							
	式場（1・2）			式場1、式場2							
	[略]			[略]							
	家族控室（菊・桔梗）、導師控室（菊・桔梗）			控室（菊・桔梗）							
[略]				[略]							
(2) 使用料				(2) 使用料							
区分	種別	単位	使用料		区分	種別	単位	使用料			
儀式 本館	式場及び待合室3・5 （葬儀、告別式等）	[略]	市内の者	市外の者	儀式 本館	葬儀、告別式 式場及び待合室3・5	[略]	市内の者	市外の者		
			[略]	50,000円				[略]			
			1日目 式場及び待合室1・2・3・5	午後2時30分～翌日				通夜、葬儀、告別式	午後2時30分～翌日	150,000円	
			2日目 式場及び待合室3・5	午後2時30分。ただ				通夜日 式場及び待合室1・2・3・5	午後2時30分		
								翌日 式場及び待合室3・5	0分		

		(通夜、葬儀、告別式等)		し、待合室	
				1・2は1日	
				目の午後4	
				時～午後9時	
新館	式場1及び待合室菊又は式場2及び待合室桔梗 (葬儀、告別式等)	[略]	[略]	[略]	
	式場1及び待合室菊又は式場2及び待合室桔梗 (通夜、葬儀、告別式等)	[略]	[略]	50,000円	
	[略]	[略]	[略]	10,000円	
火葬					130,000円
[略]					
待合室	(1) 待合室1	火葬のみ利用する場合は、火葬時刻から2時間以内とする。	無料		
	(2) 待合室2				
	(3) 待合室3				
	(4) 待合室5				
	(5) 待合室菊				
	(6) 待合室桔梗				
	(7) 待合室萩				
	(8) 待合室藤				
超過利用	式場、待合室		1部屋1時間につき	2,000円	4,000円
安置室	[略]		1体2日につき	[略]	

備考

1 [略]

火葬	新館	葬儀、告別式	[略]	[略]	40,000 円	5,000 円	80,000 円
		式場 1 及び待合室菊又は式場 2 及び待合室桔梗	[略]	[略]			
		通夜、葬儀、告別式	[略]	[略]			
		式場 1 及び待合室菊又は式場 2 及び待合室桔梗	[略]	[略]			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
待合室	合	次の各号に掲げる待合室等を 1 待合室とする。	2 時間以内	無料			
		(1) 待合室 1 及び待合室 2					
		(2) 待合室 3 及び待合室 5					
		(3) 式場 1 及び待合室菊					
安置室	[略]	(4) 式場 2 及び待合室桔梗	1 室 1 時間	2,000 円	4,000 円	[略]	1 体 2 日 以 内
		(5) 待合室萩					
		(6) 待合室藤					
		室又は時間の超過利用					

備考

1 [略]

2 <u>儀式利用に際して利用する待合室は、別表(2)使用料儀式の部種別の欄にそれぞれ規定する待合室（以下「儀式利用待合室」という。）とする。</u>	
3 <u>火葬のみ利用する場合の待合室は斎場が割り当て、利用する者が待合室の種別を指定することはできないものとし、利用時間は別表(2)使用料待合室の項単位の欄に規定する時間（以下「火葬利用時間」という。）とする。</u>	
4 <u>式場の超過利用は、別表(2)使用料儀式の部単位の欄にそれぞれ規定する時間（以下「儀式利用時間」という。）以外の時間に利用することをいい、他に利用の申請がない場合に限りすることができるものとする。</u>	
5 <u>待合室の超過利用は、儀式利用においては儀式利用時間以外の時間に利用し、又は儀式利用待合室以外の待合室を利用することをいい、火葬のみ利用する場合においては火葬利用時間以外の時間に利用し、又は斎場が割り当てた待合室以外の待合室を利用することをいい、いずれも他に利用の申請がない場合に限りすることができるものとする。</u>	2 <u>待合室の超過利用は、式場、待合室 1・2・4・5、式場 1、式場 2、待合室菊、待合室桔梗、待合室萩、待合室藤の各室を 1 室とし、他に利用の申請がない場合とする。</u>
6 <u>待合室を超過利用する場合の使用料を算出するときは、儀式利用においては儀式利用待合室を 1 部屋と、火葬のみ利用する場合においては、斎場が割り当てた待合室を 1 部屋とみなして計算する。</u>	
7 <u>安置室及び新館の儀式利用は、市内の者の葬儀等を行う場合に限るものとする。</u>	3 <u>儀式及び安置室の利用は、市内の者の葬儀等を行う場合に限るものとする。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に儀式利用又は火葬を開始する斎場の利用について適用し、同日前に儀式利用又は火葬を開始した斎場の利用については、なお従前の例による。

議案第 57 号

三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正について

三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

埼玉県の高齢心身障害者医療費助成制度見直しに伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和５０年条例第４１号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(定義) 第２条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (１)～(５) [略] (６) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に定める２級の障害を有する者 ２・３ [略] ４ この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５８条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。）をいう。 (対象者) 第３条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、	(定義) 第２条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (１)～(５) [略] ２・３ [略] (対象者) 第３条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、

組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から<u>障害者総合支援法</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ～サ [略] (2)～(14) [略] 2 [略] (医療費助成金) 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（次の各号に掲げるものを除く。）について、対象者に助成金を支給（以下「医療費助成」という。）するものとする。ただし、対象者の責め（所得の未申告等）により過分の自己負担があるときはその額につき助成金の対象とせず、そのおそれのある間は当該助成金の支給を保留する。 (1) <u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金</u> (2) <u>第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金</u>	組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ～サ [略] (2)～(14) [略] 2 [略] (医療費助成金) 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金を支給（以下「医療費助成」という。）するものとする。ただし、対象者の責め（所得の未申告等）により過分の自己負担があるときはその額につき助成金の対象とせず、そのおそれのある間は当該助成金の支給を保留する。
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条第1項第6号に掲げる重度心身障害者に係る三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例第5条の規定による受給資格の登録に係る手続き及び同条例第6条の規定による受給者証の交付は、同条例第5条及び第6条の規定の例によりこの条例の施行の日前において行うことができる。

議案第 58 号

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い、関係条例の規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

(別紙)

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(虐待等の禁止) 第12条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(三郷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 三郷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第27号）の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u> その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号に掲げる行為</u> その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 59 号

令和 7 年度三郷市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度三郷市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 0 号

令和 7 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 1 号

令和 7 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 2 号

令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 3 号

令和 6 年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度三郷市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 4 号

令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 5 号

令和 6 年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 6 号

令和 6 年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 7 号

令和 6 年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及
び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金 6 0 4, 1 4 2, 8 8 0 円のうち 3 2 2, 0 9 8, 4 7 5 円を建設改良積立金に積立て、残余を繰越し、及び同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度三郷市上水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 6 8 号

令和 6 年度三郷市公共下水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度三郷市公共下水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 69 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所	*****
氏 名	竹 谷 賢 二
生年月日	*****

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

教育委員会委員竹谷賢二氏の任期は、令和7年9月30日で満了となるため、同人を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 70 号

監査委員の選任について

監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所	*****
氏 名	堀 切 牧 子
生年月日	*****

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

監査委員坪井裕子氏の任期は、令和7年9月30日で満了となるため、後任として堀切牧子氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 7 1 号

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ****
氏 名 小 阪 秀 史
生年月日 ****

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

公平委員会委員小阪秀史氏の任期は、令和7年9月16日で満了となるため、同人を再任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。